経済産業省

模倣品対策とSDGs

～模倣品の撲滅でSDGsの達成に貢献～

令和元年８月
経済産業省
製造産業局
模倣品対策室

1．模倣品被害規模

- ＯＥＣＤによると、2016年の世界の模倣品・海賊版(インターネット上の海賊版を除く)の流通額は、最大5,090億ドル(約55.4兆円)に達する可能性があると推計(世界貿易額の最大3.3%)。
- 特許庁によると、2017年度の日本の模倣品被害社数（全体推計）は11,643社(日本の産業財産権登録企業のうち 7.0%)。

世界の模倣品・海賊版の流通額と世界貿易比率の推移

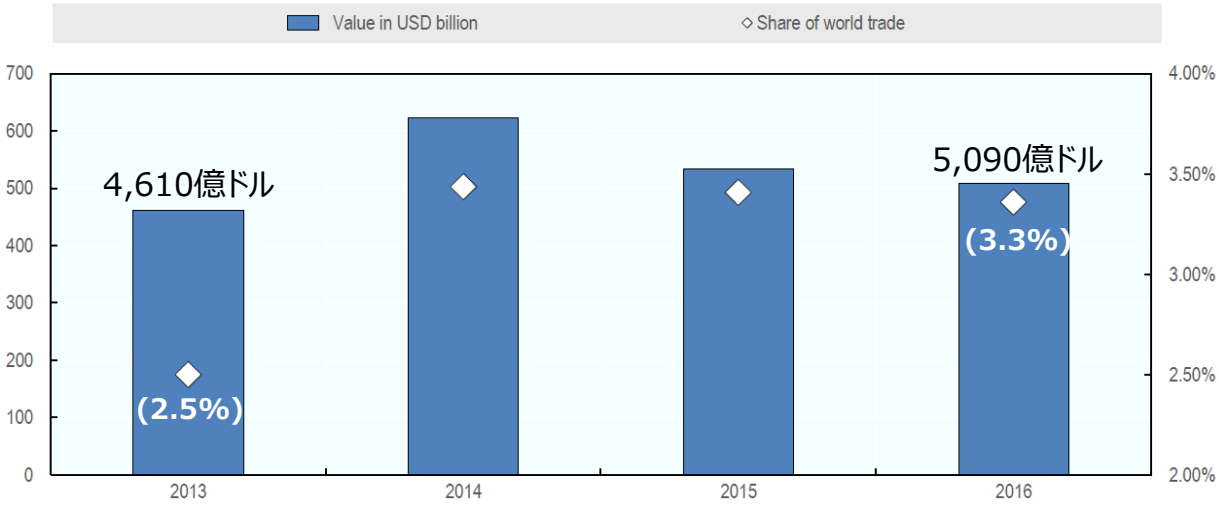

注：国内で製造及び消費された模倣品・海賊版や、インターネット経由で配布されている海賊版デジタル製品は含まない。
注：円換算レートは2016年全営業日仲値の単純平均値(108.78円/＄)

（出典）OECD「Trends in Trade in Counterfeit and Pirated Goods」（2019年3月）

日本の模倣品被害社数と産業財産権登録企業の割合の推移

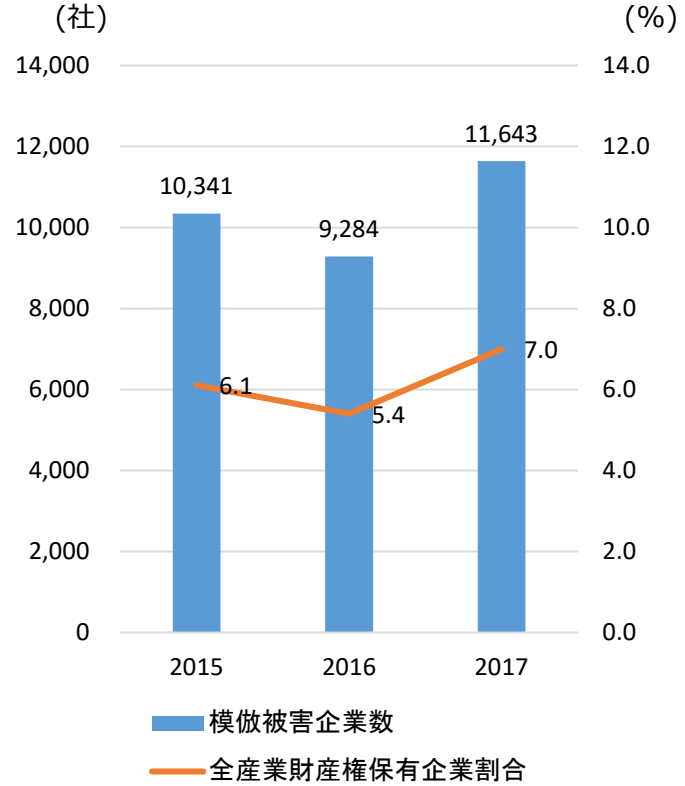

※日本の特許庁に産業財産権を登録している企業のうち、有効回答数を用いた推計

（出典）特許庁「2018年度模倣被害調査報告書」（2019年3月）

2．模倣品の流通被害

- 被害状況を模倣品の製造国・経由国・販売提供国に分けると、いずれも中国が最多となった。
- 中国国内で製造された模倣品・サービスが世界各国に流通していることが窺える。
- 近年インターネット上の模倣品被害が増加傾向。

海外において模倣被害を受けた国・地域（被害社数・複数回答）

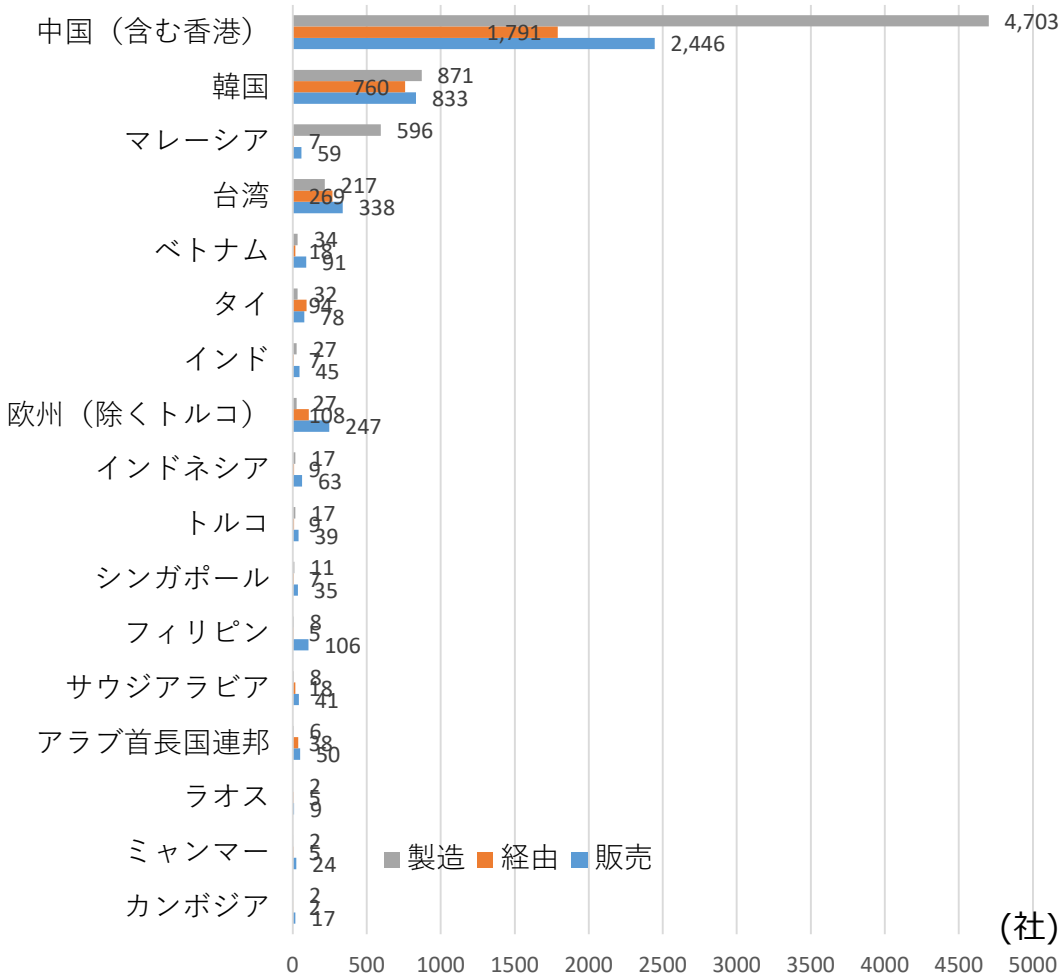

中国で製造された模倣品又はサービスの模倣行為の販売・提供先

中国で製造した模倣品等
※中国には香港を含む

中国国内で販売・提供
1,563社

中国由来の模倣品等の販売・提供先
（被害企業数）

日本
1,911社

欧州
トルコ 20社
その他 146社

中東
アラブ首長国連邦 32社
サウジアラビア 26社
その他 22社

アジア
台湾 124社、韓国 122社、ベトナム 46社
タイ 40社、インドネシア 38社
マレーシア 36社、インド 28社
シンガポール 18社、フィリピン 16社
その他 24社

※日本の特許庁に産業財産権を登録している企業約16.6万社のうち、有効回答数を用いた推計

（出典）特許庁「2018年度模倣被害調査報告書」（2019年3月）

3．日本企業の模倣品の販売地域

- 日本企業の模倣品の生産国は概ね中国に集中しているが、模倣品の販売地域は業種・業界によって傾向が異なる。

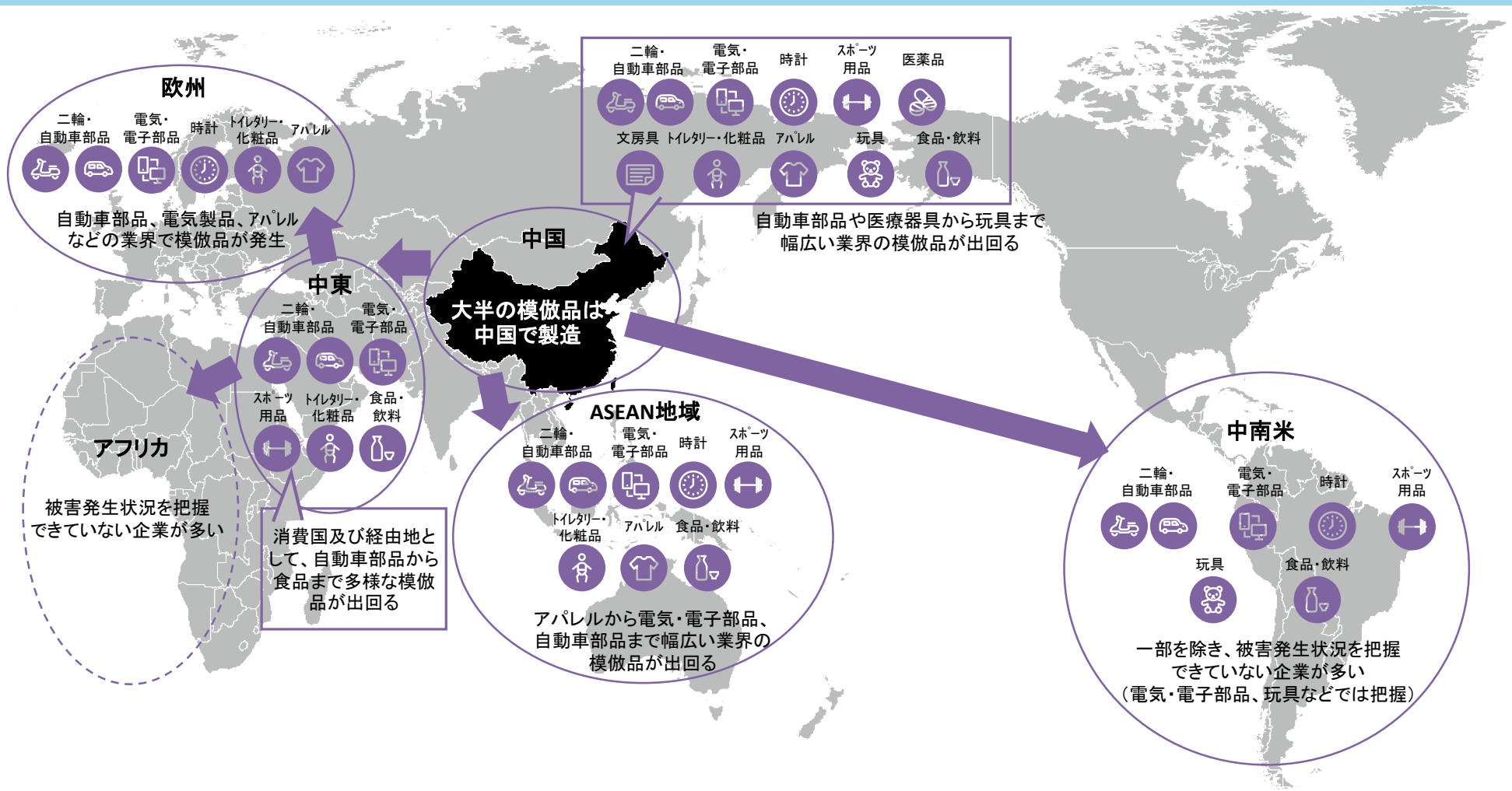

※インタビュー結果を基にDTC作成

（出典）経産省・デロイトトーマツ合同会社「我が国模倣品被害の課題分析及び課題解決のための方策検討に関する調査報告書」（平成30年3月公表）

4．模倣品の価格、品質、購買層

- 大半の模倣品は安価で低品質であり、顧客層は正規品に手の届かない消費者が大部分を占める。但し、正規品と混在するチャネルでは誤認して購入する消費者が存在

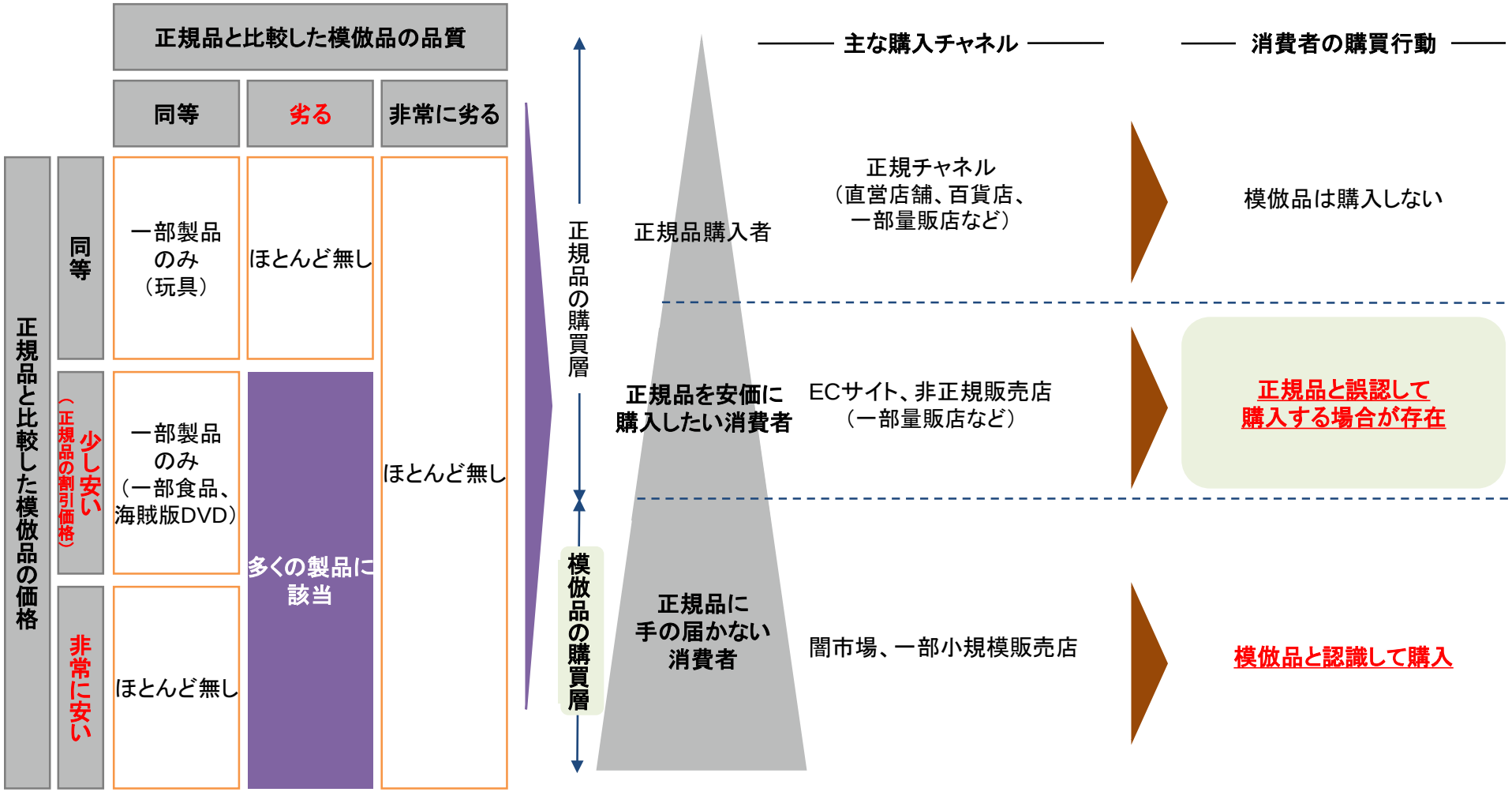

※インタビュー結果を基にDTC作成

（出典）経産省・デロイトトーマツ合同会社「我が国模倣品被害の課題分析及び課題解決のための方策検討に関する調査報告書」（2018年3月公表）

5．模倣品・海賊版対策の必要性

● 模倣品・海賊版の根源的問題

本来、権利者が得るべき利益の剥奪（企業の売上、利益の減少）

企業のブランド・企業イメージの悪化

企業のイノベーションと創造意欲の減退

消費者の健康・安全被害

犯罪・国際テロ組織への資金供給

※ 業種や商品の違いなど企業・団体により、模倣品・海賊版対策の必要性の考え方、優先順位が相違することに留意が必要である。

模倣被害額以外の影響別企業数（複数回答）

	被害額以外の影響	社数
1	ブランドイメージの低下	6,189
2	技術的優位性の低下	3,293
3	取引先とのトラブル	3,272
4	消費者からのクレーム対応	2,644
5	消費者の事故	636
6	海外展開の遅延	572

※有効回答数を用いた推計

（出典）特許庁「2018年度模倣被害調査報告書」（2019年3月）

企業・団体の模倣品対策啓発ビデオの例

（一社）ビジネス機械・情報システム産業協会
模倣品に注意
https://www.youtube.com/watch?v=t1KxPykQSjs

（一社）日本自動車工業会
NO FAKE PARTS！見た目はマネできても、性能はマネできない。
https://youtu.be/rkIRna91944

パナソニック（株）
偽物との戦い～Panasonicの模倣品対策
https://channel.panasonic.com/jp/contents/26241/

６．模倣品対策はＳＤＧｓ実現に貢献

- **持続可能な開発目標（SDGs）**とは，2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成。
- **権利者企業からの要望もあり、「模倣品対策強化」はSDGs実現に向けた優先課題の一つとして、2019年6月の政府のSDGs推進本部で決定。**
- 模倣品対策に取り組む日本企業や各国政府と共に、開発途上国の貧困や安心・安全などの諸課題解決に取り組む。

日本政府の模倣品対策

政府間対話、官民合同ミッション、真贋判定セミナー、政府職員の招聘、集中市場摘発等共同事業、ＥＣ事業者への情報提供・意見交換　等

利益剥奪

ブランド価値低下

- 日本企業の海外展開の環境整備
- 各国の知財取締機関や税関に協力し、各国市場から模倣品を排除。

⑧SDGs実施推進の体制と手段
途上国のSDGs達成に貢献する企業の支援

日本企業　外国政府

効果

①あらゆる人々の活躍の推進

◆模倣品の製造・販売・消費は貧困層をターゲットにしており、劣悪な環境の温床になっている。

②健康・長寿の達成

◆模倣品の中には、粗悪なために人の安全を脅かすものや、人体に悪影響を及ぼすものもあり、死者の例も報告されている。

③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
「途上国のイノベーション・産業化の国際協力」

◆模倣品は企業のイノベーションと創造意欲を減退させる。

同時達成

①あらゆる人々の活躍の推進

◆市場啓発などを通じ、当該国の国民や経営者に知財権意識の浸透を図り、模倣品・海賊版排除の定着を図っている。

⑦平和と安全・安心の社会
「マネー・ロンダリング、テロ資金供与、拡散金融対策」

◆模倣品の収益は犯罪・テロ組織の資金源になっている。

SDGsアクションプラン2019優先課題8分野との関係

※ 業種や商品の違いなど企業・団体により、模倣品対策の結果で達成する目標に違いがあることに留意が必要である。

（参考）持続可能な開発目標（SDGs）推進本部 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/index.html

（参考）日本政府のSDGｓ推進「優先課題８分野」と模倣品対策

（参考）持続可能な開発目標（SDGs）推進本部 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/index.html

海外における日本政府の模倣品対策
（模倣品対策室の取組）

1．模倣品対策の概要

- 模倣品の製造国・消費国・輸出国である「中国」への対策……政府間対話、官民合同ミッション、真贋判定セミナー、政府職員の招聘　等
- 中国からの「模倣品流出国（第三国）」への対策……真贋判定セミナー、共同事業、政府職員招聘　等
- 「インターネット上の模倣品」への対策……ECサイト事業者等への情報提供、意見交換　等

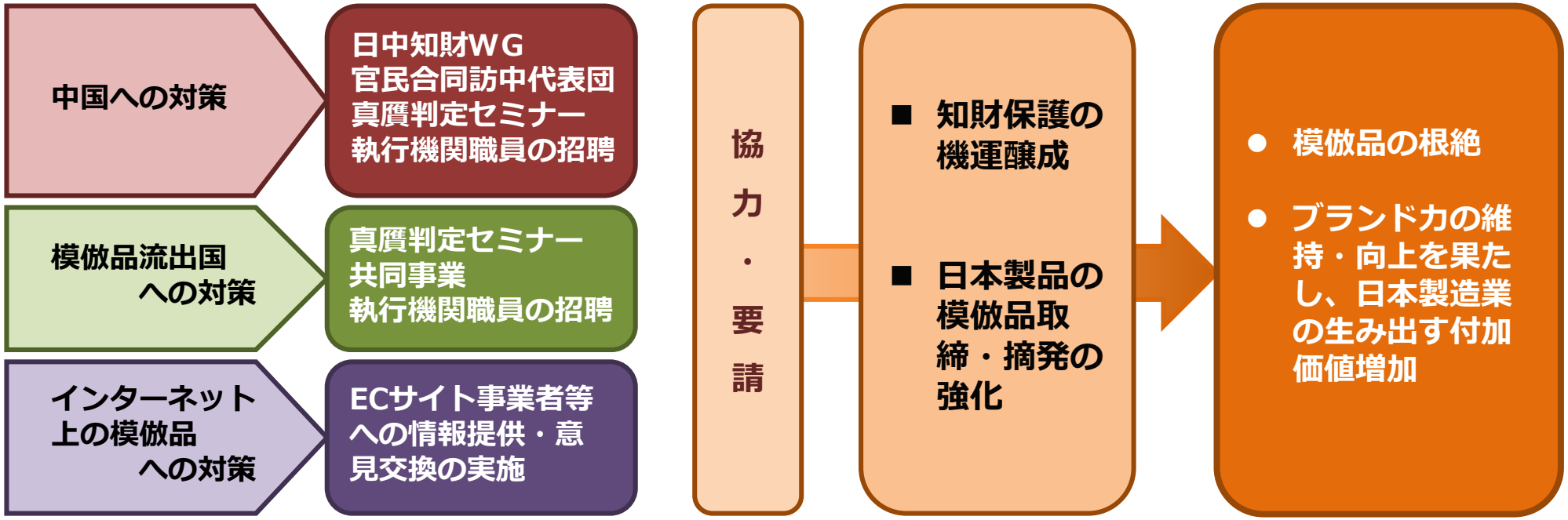

※真贋判定セミナーとは、執行機関職員を対象に真正品・模倣品を見分けるノウハウを提供するセミナー

2．日中知的財産権ワーキング・グループ

- 2009年6月に二階経済産業大臣と中国・陳商務部長との間で交換された「知的財産権保護に関する交流と協力に関する覚書」に基づき、過去6回開催。
- 知的財産権に関する法制度から、執行・運用面まで幅広いテーマを議題として取り扱う。
- 議題に応じて、日中双方は自国政府の関連部門を会議に招請。また双方の同意により、産業界代表や学識者の招請が可能。
- 原則、毎年1回、日中が相互に開催（第７回は2019年1月に東京で開催）。
- 第６回から協力活動の一環として「日中知的財産権共同セミナー」を開催。

第７回日中知的財産権ワーキング･グループ（日時：2019年１月22日、場所：東京･経済産業省会議室）

議長：経済産業省 大臣官房審議官　大内　聡
【出席行政機関】
経済産業省（製造産業局、商務情報政策局、特許庁）、内閣府知的財産戦略推進事務局、警察庁、外務省、財務省（関税局、国税庁）、文化庁、農林水産省
《オブザーバー》最高裁判所、日本貿易振興機構

議長：商務部 条約法律司 副巡視員　叶　軍
【出席行政機関】
商務部（条約法律司、アジア司、サービス産業司）、国家版権局、国家市場監督管理総局（執法検査局、価格競争監督局）
《オブザーバー》最高人民法院、中国国際商会

【テーマ】
①日中の知的財産戦略、②日中の不正競争防止法に関する制度･司法動向、③日中間の地理的表示保護制度の協力、④日中の模倣品･海賊版対策、⑤日中での協力事業、⑥中国の国際技術ライセンス契約規制

3．国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）

- 国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）は、2002年4月に模倣品・海賊版等の海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まり、知財保護の促進に資すること等を目的として設立。

総　会　①活動状況の報告　②活動方針の検討　③活動体制（プロジェクト等）の見直し　など

◆座　長　柵山　正樹　三菱電機㈱取締役会長
◆副座長　佐々木信彦　JETRO理事長

企画委員会　◆委員長　加藤　恒　三菱電機㈱専務執行役
①地域横断活動　②情報共有活動　③普及啓発活動　④PDCA管理

- 2002年（平成14年）4月、模倣品・海賊版等の海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まり、設立。
- 総メンバー数：274（90団体、184企業）
  ※2019年4月現在
- 事務局：独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）

中国プロジェクトチーム
- 模倣品対策交流グループ
- 模倣品対策情報収集グループ

アジア大洋州プロジェクトチーム

中東・アフリカプロジェクトチーム

インターネットプロジェクトチーム

※欧米・ロシア等他地域は、ニーズやシーズに基づきスポットでセミナーや対話の機会を創出

（IIPPF資料をもとに作成）

４．真贋判定セミナー

- 中国等の税関・警察等執行関係機関の職員を対象に、模倣品の取締りに関する実践的なノウハウを提供するセミナーを開催。

＜開催国の実績＞　※実施順に記載　（2019年3月時点）

中国、インドネシア、タイ、韓国、ロシア、ブラジル、マレーシア、フィリピン、インド、ベトナム、イラク、チリ、ミャンマー、エジプト、米国、UAE、サウジアラビア、ラオス、カンボジア、トルコ

タイ執行機関職員への真贋判定セミナー（バンコク）
（2018.9）

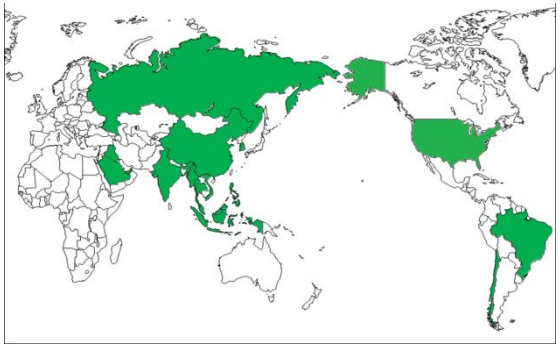

タイ税関職員への真贋判定セミナー（チェンライ）
（2018.9）

日本製品の模倣品摘発強化に直結

5．政府職員等招聘事業

- 海外の政府機関職員等を招聘し、日本政府や産業界との交流を実施。
- 主に、事業未実施の国、現地で事業の開催が困難な国を念頭に招聘を実施。

＜開催国の実績＞　※実施順に記載　（2019年3月時点）
中国、ベトナム、マレーシア、UAE、ミャンマー、インド、インドネシア、サウジアラビア、ロシア、フィリピン、ドバイ、イラン、エジプト、トルコ、カンボジア、ナイジェリア、バングラディシュ

サウジアラビア知的財産局、商業投資省幹部との意見交換
(2018.7)

マレーシア国内取引・消費者行政省、税関幹部との意見交換
(2018.10)

人的関係の構築・産業界を含んだ意見交換を実現

6．共同事業の例（ベトナム三者連携プロジェクト）

- ベトナム国内の取締活動効率化を目指し、①執行機関、②大規模市場経営者、③日本権利者の、三者連携による共同事業を実施
- 模倣品対策協力を日越産業・貿易・エネルギー協力委員会のアジェンダとして組込み。　※2015年7月、宮沢経済産業大臣（当時）とホアン商工大臣の間で、日ベトナム両国の産業・貿易・エネルギーに関する懸案事項を協議するため、同委員会設置に関する覚書を締結。

＜これまで＞

権利者の個別取締り申請にもとづき、執行機関が入居店舗へ取締り、指導

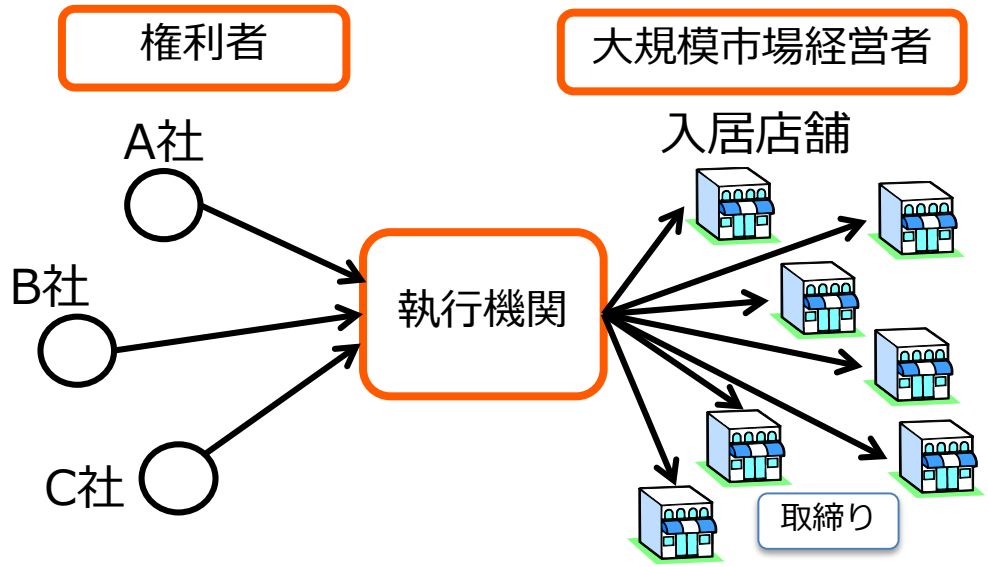

＜現在の取組み＞

執行機関、大規模市場経営者、権利者の三者が連携し、入居店舗に対し、セミナー、市場検査、指導を実施

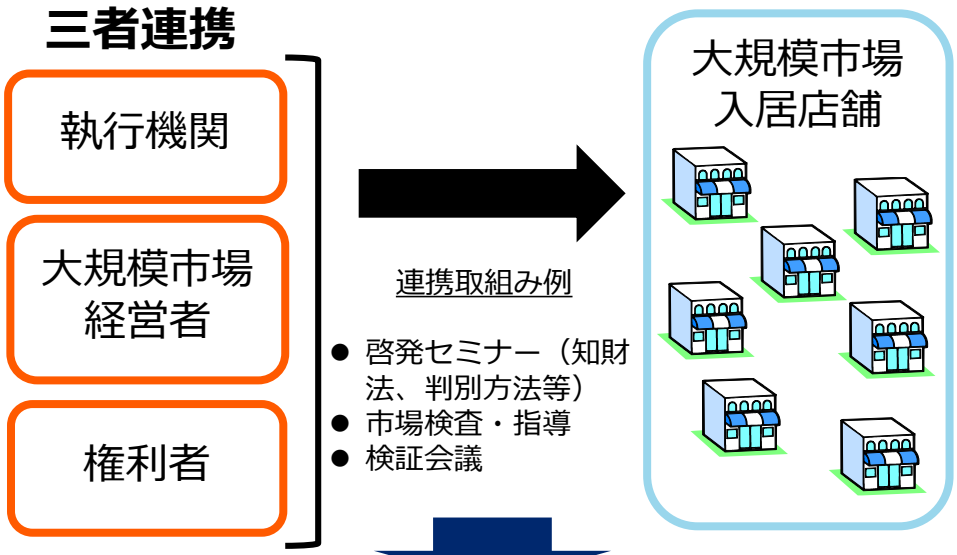

相手国政府と共同でフォローアップ等を実施
⇒　継続性のある対策を実現

- 一定の事業実績がある国であって、事業実施に積極的な国を対象に、共同事業を実施。

７．インターネット上の模倣品への対策

- 中国における電子商取引（ＥＣ）が急速に拡大したことを受けて、中国のＥＣサイト事業者が提供するインターネット上の取引における知的財産権侵害への対策が急務となったことを背景として、２０１０年にＩＩＰＰＦにインターネット・プロジェクトが発足。
- 中国を含む諸外国や日本のＥＣサイト事業者に対し、知財侵害を行っているサイトの削除や退店等、自主的な対応を促す。
- 模倣品対策室はオブザーバーとして参加。インターネット上の模倣品排除に向けて、権利者とＥＣサイト事業者の連携を支援

近年の活動例	
日本	ヤフー、楽天等のECサイト事業者、フリマ系サイトのメルカリとの意見交換 ➢ ECサイト事業者等を招き、最新の対策状況等を確認。更なる模倣品排除の環境整備に向けて、両者でどのような取組が必要か意見を交換。 ➢ メルカリとの意見交換(2018年9月）、ヤフージャパンからの講演(2019年1月)
中国	アリババ集団及び中国新興サイト（Pinduoduo（拼多多））を訪問して意見交換 ➢ 2018年12月にインターネットPJ参加権利者らと杭州、上海を訪問。
その他	Lazadaを招聘し、意見交換 ➢ 東南アジア最大級のＥＣサイトであるLazada及び経営権を持つアリババ集団を招聘し、意見交換を実施(2019年3月)

国際知的財産保護フォーラム
International Intellectual Property Protection Forum

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）　メンバー登録について

- 登録を希望される企業・団体は、ホームページの登録申込用紙にご記入の上、次の送付先へご送付ください。
- なお、メンバー登録は原則として知的財産権の権利企業・団体に限らせていただきますので、ご了承ください。

送付先 〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階
ジェトロ知的財産課内 国際知的財産保護フォーラム事務局
Tel：03-3582-5396 Fax：03-3585-7289 E-mail：IIPPF@jetro.go.jp

経済産業省 模倣品対策室
（日本政府模倣品・海賊版対策総合窓口）

ご質問･ご相談は下記連絡先まで
Tel： 03-3501-1701（9:30～12:00, 13:00～17:00）
Fax：03-3501-6588
E-mail： seihumohoumadoguchi@meti.go.jp
URL: http://www.meti.go.jp/policy/ipr/

METI

2019年８月１日版